

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 19 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和52年12月に国民年金に任意加入した際に、付加年金にも加入して国民年金保険料を納付していたが、申立期間だけが付加保険料を納付したことになっていないのは考えられない。

申立期間について間違いなく付加保険料も納付していたので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月から国民年金に任意加入したと同時に付加年金にも加入し、申立期間を除く第3号被保険者になるまでの国民年金加入期間において、付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となっていることから、保険料を納期限までに納付しなかった場合は、付加保険料の納付を中止する申出を行ったものとみなされるところ、その後も付加保険料が納付されているにもかかわらず付加年金に再加入した記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和59年4月から同年12月までの期間において付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、申立期間についても付加保険料を含む国民年金保険料の納付書が交付されていたと考えられ、申立人に対し、別の付加保険料を除いた過年度納付書が交付された記録及び当該付加保険料の還付記録が無いことから、納付意識の高かった申立人が3か月と短期間である申立期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料納付記録について、昭和54年7月から同年9月までの期間の保険料が未納となっていたが、申立人が所持する領収証書

から、定額保険料と付加保険料を期限内に納付していることが確認されたことにより、平成 23 年 4 月 22 日に納付記録の訂正が行われており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 平成2年9月

私は、私と私の夫の国民年金保険料を、集金人が収納に来ていた時期は集金人に、その後は金融機関で納付したはずである。

金融機関で納付した際の領収書は、ほとんど紛失してしまったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人及びその夫の国民年金加入期間における国民年金保険料を第3号被保険者期間、保険料の免除期間及び申立期間を除き全て納付している上、オンライン記録により、自身の免除期間のうち延べ90か月の保険料を追納していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を昭和49年10月に転居する前は集金人に納付し、転居後は金融機関で納付していたと述べているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳に貼付されている国民年金領収書により、46年4月の国民年金加入時から49年9月までの夫婦二人分の保険料を集金人に納付し、同年10月から同年12月までの保険料については、同年12月16日に納付書により金融機関で納付していることが確認できることから、申立期間当時の保険料納付方法に係る申立人の主張には信憑性^{びよう}があり、申立人は、当該期間の納付書についても交付を受け、保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格は平成8年8月8日付けで第3号被保険者から第1号被保険者に訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、第3号被保険者であった申立人に保険料の納付書は交付されず、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 4181 (事案 3961 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和44年3月及び同年6月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から59年2月26日まで

申立期間は、A社に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与明細書の給与総額に比し低くなっているため年金記録の訂正の申立てを第三者委員会に行ったが、給与明細書の無い期間については、年金記録の訂正が認められなかった。

その後、上記理由により訂正が認められなかった一部の期間について、新たに給与明細書が見つかったため再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人の標準報酬月額記録について、申立人から提出された給与明細書(写し)により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和43年4月及び同年5月は4万5,000円、44年4月、同年5月及び同年10月は5万6,000円、51年4月は20万円、53年9月は18万円、54年4月は22万円に訂正することが必要であるとし、一方、i) 申立期間のうち、標準報酬月額の訂正が認められた期間を除く給与明細書がある期間については、健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は高いことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)による保険給付の対象に当たらないこと、ii) 申立期間のうち、給与明細書が無い期間については、事業主に照会した

ところ、申立てを確認できる関連資料を保管しておらず、申立人も給与明細書を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないこと、iii) 申立人の被保険者原票における標準報酬月額の記録を確認したものの、記載内容の不備及び標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡が無く、不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致していること等を理由として、既に年金記録の訂正は必要でないとする当委員会の決定に基づく平成23年7月5日付け通知が行われている。

2 今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間のうち新たに給与明細書が見つかった一部の期間について、年金記録を訂正してほしいと申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書(写し)により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和44年3月及び同年6月は5万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、上記の期間(昭和44年3月及び同年6月)を除く新たに給与明細書が提出された期間(昭和39年9月、40年2月、同年6月及び同年7月、同年10月、41年6月、同年9月、42年2月、45年11月及び同年12月、46年4月及び同年5月、48年1月及び同年2月、同年9月及び同年10月、49年7月及び同年8月、同年10月から50年2月までの期間、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から51年2月までの期間、同年5月、同年7月及び同年8月、同年10月から52年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年12月から53年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、54年2月、同年5月、同年7月及び同年8月、同年11月から55年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年11月から56年2

月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から57年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から58年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、及び同年10月から同年12月までの期間)については、被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和23年12月20日から28年5月19日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年5月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24年1月から同年4月までは7,800円、同年5月から28年4月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月20日から28年6月頃まで

昭和23年12月7日から28年6月頃までA社C事業所のD作業所及びE作業所（開所：昭和25年4月）に直轄のF職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和23年12月20日から28年5月19日までの期間について、複数の同僚（申立人が名前を挙げた同僚4人及びその他の同僚2人の計6人）は、「申立人とは、A社C事業所のD作業所及びE作業所において直轄のF職として一緒に勤務していた。」と供述しており、そのうちの一人は、「申立人は昭和23年11月に採用となり、約1か月の研修期間を経て、同年12月からD作業所に直轄のF職として勤務した。その後、申立人はE作業所において開所の工事に携わり、同所の開所後は直轄のF職として勤務し、28年の春に申立人の妻の実家の家業を継ぐために退職した。」と供述していること、別の同僚（故人）の妻は、「私の夫は直轄のG職であった。申立人とはE町にあったA社C事業所の社宅で隣人同士であり、昭和28年*月に申立人の長女が生まれた時に家事を手伝ったことを覚えている。」と供述しており、申立人に係

る戸籍謄本によると、申立人の長女は同年同月＊日に誕生していることが確認できる上、申立人から提出された社宅が所在したE町が発行した長女に係る母子手帳により、長女は誕生後同年5月19日までの間に4回にわたり乳児健診を受診していることが確認できることから判断すると、申立人は、当該期間においてA社C事業所に直轄のG職として勤務していたことが認められる。

また、上述の同僚6人は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者資格が継続していることが確認できる。

さらに、当時、当該事業所のH課に勤務していた同僚二人及びI労働組合のJ職であった同僚一人の計3人は、いずれも、「当時、地元採用の直轄のG職については、全員、組合健康保険と厚生年金保険に強制的に加入させていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和23年12月の社会保険事務所（当時）の記録及び同職種の同僚の記録から判断して、24年1月から同年4月までは7,800円、同年5月から28年4月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の関係資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和28年5月19日から同年6月頃までの期間について、申立人は勤務状況を具体的に記憶していない上、申立人が名前を挙げた同僚やその他の同僚からは、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

また、B社は、「関連資料を保管していないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和53年3月1日）及び同資格取得日（54年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月1日から54年3月1日まで

昭和51年にA社に入社し、56年2月末まで勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社において昭和51年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年3月1日に同資格を喪失後、54年3月1日に同社において再度同資格を取得しており、53年3月から54年2月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚の供述によると、申立人はA社に採用後すぐにB社に派遣され、昭和56年2月末に退職するまで、勤務場所、勤務日数及び報酬月額等について変更がなかったことが認められる。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒に勤務した同職種の同僚6人は、いずれも厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年3月から54年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 5 日から同年 7 月 26 日まで
② 昭和 41 年 7 月 26 日から 45 年 3 月 31 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶がないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 45 年 3 月の前後 3 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす 12 人についてその支給状況を確認したところ、このうち支給記録がある者が二人（申立人含む。）であることを踏まえると、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②に係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約 2 か月後に別の事業所で被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月15日から62年2月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を59年12月15日、同資格喪失日を62年2月20日とし、当該期間の標準報酬月額を59年12月から60年9月までは24万円、同年10月から61年9月までは26万円、同年10月から62年1月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月15日から62年2月20日まで
申立期間は、A社に勤務し、B業務を行っていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた6人の同僚及び申立期間当時A社において、厚生年金保険被保険者であったことが健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できる者10人に照会したところ、回答が得られた9人のうち7人は、申立人が同社に勤務し、B職であったことを記憶している上、同社で事務を担当していたとする者のうち一人は、「私は昭和59年3月から勤務していたが、申立人は、私が入社した年の夏頃から勤務していた。」と述べており、別の一人は、「申立人は、昭和62年2月ごろまで勤務していたと思う。」と述べていることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、被保険者原票によると、複数の同僚が申立人と同じB職であったとして名前を挙げた5人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）は、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「A社では、従業員全員を厚生年金保険に加入さ

せていたと思う。」と述べている上、事業主及び申立人が記憶する当該事業所の従業員数は10人程度であるところ、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は9人から16人で推移していることが被保険者原票により確認できることから判断すると、当該事業所では、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

加えて、申立人と同じB職であった同僚の入社時期から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間は、自身の記憶及び別の同僚の供述によると、少なくとも4か月であることから、当該事業所では、B職の従業員について、入社から少なくとも4か月経過後に厚生年金保険に加入させていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、入社から4か月経過後の昭和59年12月15日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、62年2月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じB職であった同年代の同僚の記録から、昭和59年12月から60年9月までは24万円、同年10月から61年9月までは26万円、同年10月から62年1月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、「申立期間当時の資料は残されていない。」と回答していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年12月から62年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和59年8月15日から同年12月14日までの期間について、上述のとおり、事業主は、B職の従業員について入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったものと判断でき、申立人と同じB職であった同僚の入社時期から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間は、少なくとも4か月であることから、申立人についても同様の取扱いであったものと考えられる。

また、複数の同僚から、厚生年金保険の被保険者資格取得をする前に給与か

ら厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成15年10月1日から17年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち平成17年9月1日から21年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を17年9月から18年8月までは26万円、同年9月から20年3月までは28万円、同年4月から21年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から21年5月1日まで

申立期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額は、実際に給与から控除されていた保険料額よりも低い額であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成15年10月から17年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたが、16年10月22日付けで、当該期間の記録が遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において当該事業所の厚生年金保険被保険者が一人（申立人及び事業主を除く。）確認できるところ、同人は、申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する平成15年分給与所得の源泉徴収票、18年度市民税・県民税納税通知書（17年所得分）及びB市が保管する申立人に係る17年度市民税県民税申告書（16年所得分）により、当該期間については、訂正前の標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成16年10月22日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、15年10月1日に遡って標準報酬月額の当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の同年10月から17年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち平成17年9月から21年4月までの期間について、申立人が所持する18年度から20年度までの期間及び22年度の市民税・県民税納税通知書（17年から19年までの期間及び21年の所得分）並びに18年から20年までの給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高額であることが推認できる。

また、申立人の同僚が所持する平成17年9月、同年11月及び18年1月から21年4月までの期間の給与明細書によると、同人のオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額より高額な厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記の資料により確認できる社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月から18年8月までは26万円、同年9月から20年3月までは28万円、同年4月から21年4月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であるが、上記の資料により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記の資料により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から同年10月1日まで

昭和47年1月22日にB社に入社して以来、人事異動はあったが、55年5月10日まで同社及び同社の関連会社であるA社に勤務していた。しかし、年金記録では昭和48年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格が喪失され、同年10月1日に同資格再取得となっており、申立期間の記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、当時の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（B社から関連会社のA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の被保険者記録から判断すると、昭和48年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所(当時)の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類を保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年8月1日、同資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月25日から61年3月31日まで
申立期間はA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和60年8月1日から同年11月30日までの期間において、A社に勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた15人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）に照会したところ、回答が得られた11人のうち10人は、「全社員が採用と同時に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、上記同僚15人のうち13人の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が数日相違する一人を除いた12人全員の被保険者記録が厚生年金保険の加入記録と符合していることが確

認できることから、A社では、社員の採用と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の前任者のA社における社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明としているが、当該期間に係る被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、当該期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者資格の取得届、その後の被保険者資格の喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年8月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和59年4月25日から60年8月1日までの期間について、申立人は、「勤務した会社の所在地は、B市C区であった。」と申し立てているところ、商業・法人登記簿謄本により、A社は同年7月1日にB市D区から同市C区へ移転していることが確認できるとともに、当時の事業主は、「申立人は、会社がB市C区へ移転した後の昭和60年8月頃に入社し、E業務を担当していた。しかし、関係資料が無く、当時の厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と回答している。

また、前記1の回答が得られた同僚11人のうち、申立人を記憶しているとする者が6人確認できるところ、このうち5人は、「申立人は、会社がB市C区へ移転した後に採用された。」と供述しており、いずれの者からも申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる供述を得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録において、申立人の当該期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 3 月 31 日までの期間について、商業・法人登記簿謄本により、A 社は 60 年 11 月 29 日に破産手続の開始が決定された後、62 年 5 月 * 日に破産手続が終結していることが確認できるところ、当時の事業主及び破産管財人の回答並びに同僚の供述から、申立人は、当該期間において同社に係る破産財団の業務に従事していたことが認められる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間は、適用事業所でないことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「申立人は、会社倒産後、破産財団の履行補助員として会社の清算業務に従事していた。この間の報酬は、破産財団から支給されていたと思う。」と回答している上、A 社の破産管財人は、「A 社の破産手続の開始に当たって、同社の社員二人を破産財団が行う業務の履行補助員として採用した。履行補助員には、破産財団から報酬を支払っていたが、当該報酬から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、申立人と共に履行補助員として採用された同僚は、「破産財団の業務に従事していた期間の報酬は、破産管財人から支給されていた。当該報酬から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該同僚は、当該期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月23日

申立期間にA社から賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、ねんきん定期便によると、申立期間における標準賞与額の記録が確認できない。

厚生年金保険料の賞与からの控除を確認できる役員賞与明細書を保管しているため、申立期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する役員賞与明細書、A社から提出された賞与集計表及び年間賃金台帳（簡易）により、申立人は、平成20年5月23日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に見合う標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和41年5月23日から42年1月26日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）喪失日に係る記録を同年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月1日から41年4月9日まで
② 昭和41年5月23日から42年5月31日まで

昭和40年12月1日から42年5月31日までA社で事務職として勤務していた。

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の記録が欠落しているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和41年5月23日から42年1月26日までの期間について、申立人は、A社在職中に仕事を教わった同僚として名前を挙げた者について、「私の方が先に退職した。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当該同僚は、42年3月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚は、「私は、結婚することになったため退職した。私が資格喪失した時に厚生年金保険の脱退手当金を受給したため、私の年金記録は間違いはない。」と回答していること、申立人を記憶しているほかの同僚は、「申立人は、私が退職した時も勤務していたと思うが、退職時期は定かでない。」と供述しているところ、同社に係る被保険者原票によると、当該同僚の被保険者資格喪失日は、同年1月26日であることから判断すると、申立人は、当該期

間において、同社で勤務していたものと認められる。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②において被保険者資格が確認できる同僚 16 人に照会し、10 人から回答を得られたところ、そのうち申立人と同職種であり、かつ、自身の退職日を記憶している 4 人について、当該退職日とオンライン記録から確認できる被保険者資格の喪失日が、いずれも一致又はほぼ一致していることが確認できる。

さらに、回答が得られた同僚のうち、申立人を記憶している複数の者は、いずれも申立期間②において、申立人の勤務形態、業務内容及び勤務場所に変更が無かったと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 41 年 5 月 23 日から 42 年 1 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 41 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と年齢の近い同職種の同僚の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれかの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 41 年 5 月 23 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び申立期間②のうち昭和 42 年 1 月 26 日から同年 5 月 31 日までの期間について、当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、「当時の資料が保存されていないため不明である。」と回答していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、申立人が申立期間①において、当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述をしているものの、いずれの同僚も、申立人の入社時期及び勤務期間について記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 42 年 1 月 26 日から同年 5 月 31 日までの期間において、先述のとおり、申立人が仕事を教わった同僚として名前を

挙げた者のオンライン記録及びほかの複数の同僚の供述から、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち昭和42年1月26日から同年5月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第3種被保険者として社会保険事務所（当時）に届け出を行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る被保険者資格喪失日（昭和36年2月13日）及び同資格取得日（昭和37年9月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④について、申立人は厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D事業所における申立期間④の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から36年2月13日まで
② 昭和36年2月13日から37年9月1日まで
③ 昭和37年9月1日から38年11月1日まで
④ 昭和39年8月1日から40年9月15日まで

申立期間①及び③について、A社B事業所での厚生年金保険被保険者の種別は第1種ではなくE作業所勤務の第3種であるので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、A社B事業所で継続してE業務に従事していたのに厚生年金保険被保険者の記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

申立期間④について、C社D事業所での厚生年金保険被保険者の種別は第1種ではなくE作業所勤務の第3種であるので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③について、オンライン記録により、当該期間にA社B事業所において厚生年金保険第3種被保険者資格が確認できる同僚の一人が、「私は、申立期間①から③までの全期間を通じ、申立人の後輩として申立人とE作業所で一緒に勤務していた。」と供述していること、申立人の息子と同級生、同期生であったと供述している他の一人の同僚が、「私は、申立人を直接は知らないが、申立人の息子から申立人がE作業所で勤務していたことを聞いていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間①及び③において当該事業所にE業務として従事していたものと認められる。

また、オンライン記録により、申立期間①及び③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる44人に照会したところ、25人から回答が得られ、そのうち自身の業務をE作業所勤務のみであったと供述している12人のうち11人は、厚生年金保険に加入している全期間第3種被保険者として記録されていることが確認でき、他の一人も、加入の初期を除く大部分の期間について第3種被保険者として記録されていることが確認できる。

一方、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の所在が確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記載も不明確なものとなっていることが確認できるところ、オンライン記録により、申立人と同じ昭和17年6月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる155人のうち35人について、オンライン記録、旧台帳及び被保険者名簿の記録を確認したところ、ほとんどの者が、オンライン記録、旧台帳及び被保険者名簿の相互で被保険者種別の記録が異なる状況となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所の厚生年金保険被保険者に係る社会保険事務所の記録管理に不備が認められる上、申立人について、昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者種別を第1種から第3種に変更する処理及び37年9月1日に厚生年金保険の第1種被保険者として資格を取

得した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人は、申立期間①及び③において厚生年金保険第3種被保険者であったと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、当該事業所において昭和36年2月13日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、37年9月1日に再度同被保険者資格を取得しており、36年2月から37年8月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、前述の申立期間①から③までの全期間を通じて申立人の当該事業所でのE作業所勤務を供述している同僚及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②においても当該事業所でE業務に従事していたものと認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和17年6月1日以降に厚生年金保険の第3種被保険者資格を取得していることが確認できる236人については、同被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成3年1月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、後継事業所であるF社は、当時の資料が無く不明であるとしていることから確認できないものの、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から37年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、C社D事業所においてE業務に従事していたものと認められる。

また、申立期間④に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる16人に照会したところ、10人から回答が得られ、そのうち、自身の業務がE業務であったと供述している7人全員が、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、第3種被保険者として記録されているこ

とが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間④における標準報酬月額記録は、上記7人と同等又はそれ以上の等級であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成2年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も生存及び所在が確認できないことから確認できず、このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年12月まで

私は、結婚する際、私の母親から年金の重要性について説かれたことから、結婚直後にA市役所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料の領収書を保存していないが、私の夫は、毎年、私が納付した国民年金保険料を所得控除対象の社会保険料として勤め先に申告していたとしており、その当時の源泉徴収票に納付した社会保険料が計上されている。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、B市から昭和44年4月頃に払い出されたものと推認でき、同手帳記号番号により、申立人は、婚姻前の国民年金保険料を納付し、厚生年金保険の被保険者となったことから、45年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、任意加入の被保険者資格取得日が昭和50年1月31日と記載されている上、婚姻後の氏名変更及び住所変更が同日付けで行われた記録があることから、申立人は同日に国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入で、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻後の昭和46年3月頃に、A市で国民年金の再加入手続を行ったとしているが、同市における国民年金被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、申立人の国民年金手帳の住所歴記載欄にも同市の住所

の記載は無い。

加えて、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の同被保険者台帳が、申立期間前半に申立人が居住していたA市を管轄するC社会保険事務所(当時)に移管されることなく、昭和50年5月までB社会保険事務所(当時)で管理されていたことが確認でき、申立人の申立内容と一致しない。

- 2 申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として申立人の夫から提出された当時の源泉徴収票を確認したが、当該源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄のうち、配偶者の社会保険料納付分などを申告する「本人申告社会保険料(内数)」として記載された金額は、円単位の端数が付いている上、申立期間当時の国民年金保険料額とは大きく異なっていることから、当該源泉徴収票に記載された当該金額が申立人の申立期間の国民年金保険料であると特定することはできない。
- 3 申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から平成 3 年 1 月まで

私は、昭和 57 年 12 月に会社を退職し、初めて国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、現在所持する年金手帳を受け取った。申立期間のうち過去 2 年間について、納付した時期は不明だが、まとめて国民年金保険料 20 万円ぐらいを納付し、そのほかの期間については、毎月郵便局や C 銀行 D 支店等の金融機関で納付書により納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「毎月郵便局等で納付書により国民年金保険料を納付した。」と述べているが、申立期間のうち昭和 57 年 12 月から 60 年 3 月までの期間において、申立人が在住する A 市では、国民年金保険料の納期は年 4 回で、1 回に 3 か月分をまとめて納付する納付書により保険料を収納していた上、申立期間当時、郵便局で保険料を収納することはなかったことから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時に受け取ったとする年金手帳に記録されている申立人の国民年金加入当時の住所（A 市 B 区）について、申立人は、平成 4 年 6 月から 7 年 10 月まで同住所に在住していたことが戸籍の附票により確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、5 年 2 月又は同年 3 月に A 市 B 区で払い出されたものと推認できることから、その頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと認められる。

さらに、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿により、平成 3 年 2 月から 4 年 3 月まで（14 か月）の保険料 12 万 4,800 円が過年度納付されたものと推認できる上、これに続く 4 年 4 月から 5 年 3 月まで（12 か月）の保

険料 11 万 6,400 円が 5 年 3 月 18 日に現年度納付されていることが確認でき、国民年金の加入手続を行った申立人は、その時点で納付が可能な当該期間の保険料合計額 24 万 1,200 円（26 か月）をまとめて納付したものと認められることから、申立人がまとめて納付したとする保険料は当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「私の名前は『C』であるが、読み方の誤りのために年金記録が無くなっていると思う。」と述べていることから、国民年金手帳記号番号検索システム等により、別の読み方での氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立期間は 98 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年12月まで

私は、平成2年4月頃に、母親と周囲の人の勧めによりA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、同区役所で納付書により定期的に保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、平成5年1月又は同年2月に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち2年4月から同年11月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間直後の平成3年1月から同年4月までについては、オンライン記録により、国民年金保険料が過年度納付されているものと推認できる上、これに続く国民年金加入期間である4年6月から同年9月までの期間及び5年1月については、A市の国民年金被保険者名簿により、同年2月3日に保険料が納付されていることが確認でき、国民年金の加入手続を行った申立人は、その時点で納付が可能な当該期間の保険料をまとめて納付したものと推認できることから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年3月まで

私は、昭和54年4月頃から数か月間臨時職員として勤務したA県庁の同僚から国民年金制度について教えられ、その頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間について、B銀行C支店(当時)等の金融機関で遡って国民年金保険料を分割で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和54年当時、国民年金保険料を遡って納付できる第3回特例納付期間(昭和53年7月から55年6月まで実施)であるところ、申立期間について、申立人は、「合計30万円から50万円ぐらいの国民年金保険料を約12回の分割で、1回当たり2万円から5万円ぐらいを遡って納付した。」と述べているが、国民年金の加入手続を行ったとする54年4月時点で、申立期間のうち49年4月から53年3月まで(48か月)について、保険料の特例納付に要する金額は19万2,000円(1か月当たり4,000円)、これに続く同年4月から54年3月まで(12か月)について、保険料の納付に要する金額は3万2,760円(1か月当たり2,730円)と合計22万4,760円であることから、申立期間について、申立人が遡って保険料を納付したとする金額とは相違する。

また、申立人は、申立期間について分割で納付していた国民年金保険料を最後に納付した場所はB銀行C支店と述べているが、同行同支店は昭和57年6月に開設していることから、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、第3回特例納付による特例保険料の納付もできない期間である。

さらに、申立人は、A県庁で臨時職員として勤務した頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の雇用保険被保険者情報により、当時申立人が勤務していたとするA県D部E課における雇用保険の被保険者期間は、昭和55年11月4日から同年12月26日までの期間であることが確認できることから、当該期間以降に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人の国民年金保険料の納付状況等により、56年5月から同年12月までの間に払い出されたものと認められ、その頃に、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和54年度及び55年度の国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和56年5月の時点で、過年度納付が可能な当該期間の保険料を納付したものと推認でき、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものとするのが自然である。

その上、申立期間は60か月と長期間であり、申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月及び同年10月

私は、申立期間当時、学生であり、私の母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを母親から聞かされていた。申立期間は任意加入の2か月間であるが、私が結婚した昭和61年6月頃、B市に転居し、同市役所で各種手続を行った際、窓口で年金手帳を見せると過去の国民年金加入記録についても調べてくれ、年金手帳の「国民年金の記録」欄に申立期間の国民年金被保険者資格記録を記入してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたが、申立人の母親は当時の具体的な状況等を全く覚えていないとしている上、申立人は、当委員会からの申立人の母親に対する聴取を希望しておらず、申立人自身はこれらに直接関与していないことから、申立期間の国民年金保険料の納付について具体的な状況を確認できない。

また、申立期間当時、国民年金の任意加入対象者であった申立人について、A市の国民年金被保険者名簿等により、昭和54年9月3日付けで国民年金被保険者資格取得申出が行われている一方で、2か月後の同年11月15日付けで同資格喪失申出が行われていることが確認できるが、記録上、保険料の納付の事実は認められず、申立人の両親は、いったんは申立人を国民年金に任意加入させたものの、国民年金保険料の納付に積極的ではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から48年3月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から48年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

私は、元夫が会社を退職したことに伴い、昭和42年2月頃に、A県B市の自宅を訪ねて来た集金人を通じ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、近所に住んでいた集金担当者が3か月ごとに自宅に来た際に納付していたと記憶しており、私の保険料と併せて元夫及び元義母の保険料も一緒に納付していた。最初の数回は私が保険料を納付したが、途中からはお金の管理をしていた元夫が納付するようになり、納付できない時には同居していた元義母に納付を頼んだこともあった。

また、昭和49年の夏頃から元夫と別居していたが、別居後の期間についても離婚するまでは元夫又は元義母が私の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間②は離婚前の期間であることから、同様に元夫又は元義母が保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和48年2月頃に申立人の元夫と連番で払い出されたものと推認でき、その頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられるが、当該時点において、申立期間①のうち昭和42年2月から45年9月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料は、現年度及び過年度納付が可能であるところ、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫も当該期間の保険料が未納であることから、当該期間において、申立人の保険料のみが納付されたものとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、昭和49年の夏頃から申立人の元夫と別居し、C県に居住していたが、当該期間は離婚前の期間であることから、申立人の元夫又は元義母が国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているところ、申立人は、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の元夫及び元義母への当委員会からの照会を希望しておらず、保険料納付に関する具体的な状況を確認することができない。

また、申立人が当時居住していたB市では、昭和50年度から納付書により国民年金保険料を収納する方式を採用しており、申立人は、同市における50年度以降の全ての保険料納付済期間について領収書を所持しているが、自身で保険料を納付した記憶がなく、申立人の元夫又は元義母が保険料を納付し領収書を年金手帳に貼ってくれていたとしているところ、申立期間②は、i) 年金手帳に領収書が貼られておらず、同市の国民年金被保険者名簿等においても保険料の未納期間とされていること、ii) 申立人の元夫と別居中かつ離婚直前の期間であり、直後の期間も保険料の未納期間であること、iii) 上述のとおり、保険料を納付してくれたとする申立人の元夫及び元義母から保険料納付に関する具体的な状況を確認できないことを踏まえると、当該期間の保険料が納付されたものと推認することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

私の国民年金については、大学在学中であった昭和63年*月頃、私が20歳になったことをきっかけに私の母親が、A市役所B支所で加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、毎月母親が納付してくれていたことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、学生が国民年金の強制加入対象者になった平成3年4月頃に払い出されたものと推認でき、その頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられるところ、従来の制度では、学生は国民年金の任意加入対象者とされており、申立期間において学生であった申立人は、当該加入手続時点において申立期間に遡って国民年金の被保険者資格を取得することができず、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、20歳に到達した昭和63年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録、A市の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳において、申立人は、いずれも平成3年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したものとされており、これらの記録と申立人の主張は一致しないほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年8月まで

私は、申立期間当時、学生であったため、私の父親が私の国民年金の加入手続をA市B区役所で行ってくれ、その際、同区役所で年金手帳の交付を受けた。

国民年金保険料については、父親が経営する会社に出入りしていたC組合(当時)の職員に、父親が父親自身及び母親の保険料と併せて私の保険料を納付書に現金を添えて毎月納付してくれていた。父親は、私の妹が学生であったときも私の申立期間と同様に妹の国民年金保険料を納付しており、妹の当該期間の保険料は納付済みの記録になっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月頃、申立人の父親がA市B区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、i) 申立人が所持する年金手帳には、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月に厚生年金保険被保険者として付番された基礎年金番号のみが記載されていること、ii) オンライン記録により、申立人は、同制度の導入前に国民年金に加入した者に対し、必ず付番されていた国民年金記号番号が付番されていないことが確認できること、iii) 申立期間当時、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の父親が毎月、C組合の職員に納付書と現金を添えて申立人を含む家族の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、

A市の国民年金被保険者名簿により、i) 申立人の両親の昭和57年度の国民年金保険料は昭和57年4月9日に一括で前納され、58年10月以降の保険料は申立人の父親名義の銀行口座から口座振替により納付されていること、ii) 申立人の妹の62年8月から63年3月までの国民年金任意加入期間について、その保険料が一括で納付されていることが確認でき、これらの事実は申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間は31か月と比較的長期間であり、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月まで

私は平成2年3月に、それまで勤務していた職場を退職したことから、A市B区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料は、当時のC銀行D支店で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと述べているところ、i)申立人が申立期間当時に居住していたA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は、平成13年度分以外のものが存在しないこと、ii)オンライン記録により、申立人の基礎年金番号の記録には、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月前に国民年金に加入していた者に対し、必ず付番されている国民年金手帳記号番号の記録が無いことが確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得（平成2年4月1日付け）及び、同資格喪失（平成2年7月9日付け）の記載とともに「*」のゴム印が確認できることから、当該記載は、申立人が平成8年5月から14年9月までの間に居住していた住所地を管轄するA市E区役所において記載されたものと推認され、このことは申立期間当時に同市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）でC職として勤務していたが、年金記録では申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額（3万6,000円）より低く改定（3万3,000円）されている。当時は、高度経済成長期であり、給与が下がったことはないので、給与明細書等の資料は無いが、標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の関連資料を保存しておらず不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時に当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人に照会したところ、回答が得られた8人のうち5人が、「給与は販売実績等に応じて変動していた。」と供述しており、当該10人の標準報酬月額を確認したところ、そのうち申立人と同じく昭和40年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されている者が5人確認できる上、残りの5人は41年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できる。

さらに、当該事業所における申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正が行われる等の不自然な点もみられない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月7日から37年3月20日まで
② 昭和41年1月21日から42年8月11日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金の請求手続を行った記憶がなく、また、受け取った記憶もないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」・「A」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後の昭和42年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間②に係る事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和42年8月11日）した後、昭和52年8月に国民年金に加入するまで公的年金の加入歴が無い申立人が、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月20日から38年6月5日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和38年6月の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす16人についてその支給状況を確認したところ、16人全員（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録がある上、いずれの者も、被保険者資格を喪失した日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和38年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和38年6月5日）した後、どの公的年金にも加入していない申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年まで

申立期間はA社（現在は、B社）C支店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間の一部を含む昭和 50 年 9 月 16 日から 51 年 10 月 15 日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の人事管理に関する資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。当社では、昭和 20 年以降に厚生年金保険に加入した者が記載されている加入者台帳を保管しているが、この台帳に申立人の氏名は記載されていない。当時、D職は成績により厚生年金保険に加入できたものの、早い者でも入社から 7 か月経過後に加入させていたようであり、通常は 1 年半程度経過後の加入が大勢だったようである。当社では、厚生年金保険に加入した場合は、健康保険組合と厚生年金基金に同時に加入することとなる。」と回答している。

また、当該事業所が加入しているB健康保険組合に照会したところ、「昭和 42 年からの資料は保存されているが、申立人の加入記録は確認できない。」と回答している上、平成 14 年 11 月 19 日に解散したE厚生年金基金を引き継いだF連合会は、「申立人の厚生年金基金加入記録については、当連合会では管理されていない。」と回答している。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 7 人について

は、申立人が姓しか記憶しておらず、いずれも個人を特定することができないことから、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた17人に照会したところ、回答が得られた9人のうち8人は本社採用の正社員であり、いずれも、「私は採用当初から厚生年金保険に加入した。」と供述しているものの、そのうち5人は、「本社採用の従業員は厚生年金保険に加入していたが、本社以外の従業員については分からない。」と回答している。

加えて、回答が得られた上記9人のうち、本社のG部長であったとする者を含む二人は、「H事業部の支店従業員の雇用形態は多様であり、本社の従業員とは取扱いが異なっていたため、支店従業員は本社、工場、その他部門の従業員と人事管理が全く別であった。」と供述していることから、当時、当該事業所では、従業員によって厚生年金保険の加入の取扱いに違いがあったものと考えられる。

その上、上記回答が得られた9人のうち、支店勤務を経て本社採用の正社員となった一人は、「私は、本社勤務となった時点で厚生年金保険に加入したが、それまでD業務担当として約2年間支店で勤務していた同保険の加入記録は無い。」と供述しており、厚生年金保険に加入していない期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、回答が得られなかった者のうち一人は、オンライン記録によれば、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日から約8年10か月経過後であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から36年9月1日まで

申立期間はA社（現在は、B社）に在籍し、同社のC職であったDのE職としてD事務所に出勤していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、当該出勤期間の給与は、A社から支給されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、F県のA社に在籍したままD事務所に出勤し、DのE職として勤務していた。」と申し立てているところ、B社では、「当時の社員名簿に申立人の名前が無く、ほかに資料も無いことから、当社に在籍していたか否かを含めて不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、当時在籍していた事業所名及び同僚の氏名に関する記憶が全くないところ、A社及び同社F支店に係る各健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者48人（A社30人及び同社F支店18人）に照会したものの、回答が得られた32人全員が、「申立人についての記憶がない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

さらに、申立人の妻は、申立人がD事務所に出勤していた時の同僚として二

人の名前を挙げているところ、両人は、「申立人を知っている。」と供述しているものの、いずれの者からも申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られない。

加えて、B健康保険組合は、「文書保存期間を経過しているため関係書類が無く、申立人の加入状況は不明である。」と回答しており、G連合会では、「申立人に該当する加入記録は確認できない。」と回答している。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 7 月 31 日まで
高校卒業後にA社B営業所に正社員として入社し、すぐに同社C営業所に異動となり、D業務に従事した。
申立期間当時は社会保険に加入しており、何度も病院へ行ったと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の名刺及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、A社は平成8年6月1日に解散している上、当時の事業主は、「資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、複数の同僚の供述により、同社で勤務していた者の厚生年金保険については、同社の親会社であるE社（本社は、F市）において加入させていた状況が確認でき、A社の総務事務責任者であった役員は、「社会保険届出事務は、私又は私の部下が行っていた。届出はF市の社会保険事務所に対して行っていたので、A社の社員についてはE社で厚生年金保険に加入させていたと思う。社員を厚生年金保険に加入させる基準については不明であるが、当時、同保険の届出を適切に行っていなかった可能性がある。また、厚生年金保険に加入していない社員の給与から、保険料を控除することはないと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げたA社C営業所で一緒に勤務したとする上司二人は、申立期間における厚生年金保険被保険者資格が確認できない。

加えて、申立人は、「申立期間当時は社会保険に加入しており、何度も病院へ行ったと記憶している。」と主張しているところ、申立人の父に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和57年10月12日から59年7月21日までの期間において、申立人の父の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

その上、申立期間に係るE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月25日から同年6月1日まで
② 昭和43年5月23日から44年6月1日まで

昭和40年4月9日から45年5月12日まで、A社（現在は、B社）においてC職として継続して勤務していたが、申立期間①及び②の年金記録が欠落している。

当時、職務上のけがにより、入院及びリハビリをしていた期間はあったが、会社を退職した覚えはないので、両申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月9日から45年5月12日までの期間において、A社で継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、B社では、「当初、申立人を正社員として雇用していたが、長期間欠勤することが多かったため離職の扱いとした。その後、再度勤務したいと来社したため再雇用したことがある。」と回答している上、複数の同僚も同社と同様の回答をしている。

さらに、申立人は、申立期間②について、「昭和43年5月から44年5月までの期間は、労災事故により休職していた。」と主張しているところ、当該事業所及び複数の同僚は、「申立人は、職務上の事故により車を壊し、自身もけがをしたようであるが、交通違反が原因の事故であったため、当時の社長に解雇された。」と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚からは、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 5 月 1 日まで

昭和 46 年 6 月に A 社に入社し、申立期間は継続して勤務していたが、年金記録においては、51 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているので、この記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人及び同僚から提出された申立期間中に撮影したとされる写真並びに複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の社長は既に死亡しており、当時の詳細な状況は不明であるが、現在、当社で保管している資料によると、申立人は昭和 51 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と回答している上、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同喪失確認通知書により、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時の事務担当者であったとして名前を挙げた当時の事業主の妻は、「当時、給与計算や社会保険に関する事務を行っていたが、全て夫（事業主）から指示されたとおりにしていただけである。また、厚生年金保険に加入させる前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は当時の同僚 5 人の名前を挙げているところ、このうち、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において加入記録が確認できる 3 人は、自身が記憶する入社日からそれぞれ 6 か月

後から 15 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、残りの二人は当該事業所における加入記録が確認できないものの、このうち個人が特定できた一人は、「申立期間頃にA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。当時、社長の一存で従業員を同保険に加入させるか否かを決めていたと思う。」と供述していることから、当時、事業主は、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったと推認できる。

加えて、上述の複数の者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで

昭和 46 年 2 月に A 社に入社し、その後、同社の経営状態が悪化した後は、同社の関連事業所である B 事業所及び C 事業所に継続して勤務していたが、年金記録によると、A 社及び C 事業所における厚生年金保険の加入記録はあるものの、申立期間の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、「A 社の経営状態が悪化し、仕入れにも苦慮するようになったため、新たに B 事業所を設立し、私と同職種の同僚は同事業所に勤務することになった。その後、同事業所の業務は、これも新たに設立した C 事業所が引き継ぐこととなり、私も同事業所に勤務することになった。」と具体的に供述していること、及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和 49 年 12 月 3 日に解散していることが確認できるとともに、B 事業所及び C 事業所については、商業・法人登記簿謄本は確認できないものの、申立人及び同僚の供述から判断すると、既に事業を廃止していると考えられる上、申立人が申立期間当時の実質的な経営者として名前を挙げた A 社の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の事務担当者であったとして名前を挙げた C 事業所の事業主についても所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用

状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、A社及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人及び申立人が当時の同職種の同僚として名前を挙げている3人は、昭和46年10月1日にA社における被保険者資格を喪失し、その後、同僚一人を除く全員が、C事業所が同保険の適用事業所に該当した48年12月1日に同事業所における被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業所名簿及びB事業所に係る被保険者原票によると、申立期間中の昭和46年11月1日から48年10月26日までの期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、前述の同職種の同僚3人については、同事業所における加入記録が確認できるものの、申立人は、「B事業所は、A社に多額の負債があったことから、同社の事業主が資金繰りのために私の名前を使って設立した事業所であり、当時、原料などの仕入時においては、同社の名前では仕入れができなかったため、私の名前で仕入れを行っていたことがあると思う。」と具体的に供述している上、申立人がB事業所の事実上の経営者であるとしているA社の事業主は、B事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから判断すると、申立人は、同事業所の個人事業主であったと認められる一方、厚生年金保険法上、被保険者とは、適用事業所に使用される者であり、個人事業主は被保険者となることができないとされていることから、申立人は、同事業所において、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、申立期間のうち、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった期間については、オンライン記録によると、前述の同職種の同僚3人についても同保険の加入記録が確認できない上、当該同僚3人のうち、唯一回答が得られた同僚は、「昭和45年3月にA社に入社し、その後、54年2月まで申立てに係る関連事業所に継続して勤務していた。申立期間中に厚生年金保険に加入していない期間があるが、当時は、A社が倒産し、B事業所及びC事業所という事業所を設立するなど混乱が続いており、数か月間程度厚生年金保険に加入できなかったとしても仕方がない状況であった。その期間の厚生年金保険料の控除について具体的な記憶はない。」と供述している。

その上、上記の回答が得られた同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述が得られなかった上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から48年4月1日まで
昭和40年4月1日からA社で勤務していたが、社会保険事務所(当時)で記録されている申立期間の標準報酬月額は誤りである。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する手帳に記載されている申立期間に係る給与支給額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録よりも全ての期間において高額であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるとともに、平成16年6月1日に同保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立期間当時の事業主が二人確認できるものの、二人とも既に死亡しており、生存及び所在が確認できた事業主の妻に照会したところ、「台帳等の資料を処分しており、詳細は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、申立人はB社において厚生年金保険の適用を受けていることが確認できることから、同社に照会したところ、「当社とA社はCの卸業者と販売店の関係であり、販売店は当社を通して厚生年金保険及び健康保険組合に加入していた。A社から厚生年金保険料を預かり、当社で社会保険事務所に納付していた。申立人は当社の従業員ではないので給与台帳等はない。」

と回答している上、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によると、同資格取得日及び同資格喪失日における標準報酬月額、健康保険厚生年金保険被保険者原票と合致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、昭和48年4月1日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年同日にA社において同資格を取得していることが確認できる者16人（申立人を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた9人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、回答が得られた6人全員が、「B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間は、A社で勤務していた。厚生年金保険料については分からない。」と述べている上、そのうち一人は、「給与支給額には諸手当も含まれていたが、標準報酬月額は給与の総支給額ではなく、基本給で届出していた。」と述べていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

加えて、前述の16人の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と差異は無く、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。